

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
-----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 < 第26条関係 >

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を27万円（現行：26万5千円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を49万円（現行：48万円）に引き上げることとします。

（例）

	軽減判定所得の計算式	対象所得()
現 行	5割：33万円 + 26万5千円 × 被保険者数	～112万5千円
	2割：33万円 + 48万円 × 被保険者数	～177万円
改 正 後	5割：33万円 + <u>27万円</u> × 被保険者数	～114万円
	2割：33万円 + <u>49万円</u> × 被保険者数	～180万円

3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成29年4月1日とし、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。

亀山市条例第 15 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成 17 年亀山市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 号中「26 万 5,000 円」を「27 万円」に改め、同条第 3 号中「48 万円」を「49 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。